

2015(平成 27)年 11 月 9 日

広陵町長 山村 吉由 様

自治体キャラバン広陵町実行委員会

葛城北民主商工会

代表 麓 信二

新日本婦人の会広陵班

代表 下村 瑛子

健生会友の会広陵支部

支部長 寺前 憲一

奈良県農民連広陵班

代表 新谷 好史

町会議員 八尾 春雄

同 山田美津代

要 望 書

錦秋の候、平素は住民の生活と安心安全のために何かとご尽力いただき厚くお礼申しあげます。本日は、軍事費を削ってくらしと福祉・教育の充実を国民大運動奈良県実行委員会からの要望をふまえ、かつ、町政に対する住民参加の一環として下記の通り 78 項目の要望をお届けいたしますのでよろしくご検討下さい。

11 月 16 日の交渉には直接住民の声を聞いていただきたいので、要望事項に関連する部局の部課長さんの出席にも是非ご配慮下さい。尚、当日は口頭でのご回答を、12 月 25 日までには 11 月 16 日の交渉も踏まえていただき、文書によるご回答をお願いいたします。

記

(1) 東日本大震災と福島第一原発事故を教訓に取り組むべきことについて

1. 今年の夏も原発が稼働せずとも電力需要はまかなえませんでした。危険な原発は再稼働中止が世論の大勢です。電力の安定のためには、他社との電力融通や自然再生エネルギーに重心を移していくことが重要です。平坦な町である広陵町では太陽光発電促進策が有効で、個人の努力で屋根にパネル設置される方も増えてきていますが、まだまだ高額なものであり、国や県の助成制度だけでは不十分です。大きな屋根がある町施設に太陽光パネルを設置して町が率先して住民にアピールすることや町独自の助成制度をつくって住民の取り組みを応援して下さい。

(2) 高齢者や子どもをはじめ住民が安心して暮らせる広陵町に

- 安心して産み育てられる広陵町に

2. 乳幼児の医療費無料化が中学校卒業までに拡大され喜ばれています。このことは他市町村にも良い影響をもたらしています。しかし近畿では奈良県のみが 3 割の窓口負担を行って後日指定口座に還付される仕組みとなっているため、給料日前になると当座の現金が不足して通院を断念するシングルマザーの声があります。貸付金制度を利用するように回答いただいておりますが実態に合っておりません。広陵町議会も一致して窓口払いの撤廃を求めています。関係機関との協議はどこまで進んでいますか
3. 小児用ワクチンと妊婦健診 14 回分の助成継続をお願いします。さらにロタワクチン接種への助成をお願いします。
4. 助産所への援助や産科の確保に取り組んで下さい。また保険治療がなされていない高額の不妊治療への町の助成をお願いします。若い人を引き付けるために検討をお願いします。
5. 保育園入園希望者は、全員が最寄りの保育園に入園できるようにして下さい。待機児童の見込みについてはより厳密に行いあぶれることの無きように特段の配慮が必要です。また、少子化時代であっても子どもをたくさん産みやすい環境をととのえる意味で、保育料は、上の子が卒園し小(中)学校に進むと、第 2 子の保育園児は 1 人目の料金になっていますが、割引された 2 人目の料金にしてください。
6. 病児保育について、田原本町こどもの森保育園や土庫病院ゾウさんの家が運用され前進しています。利用実態はどうですか。
7. 放課後子ども育成教室の定員見直しと子どもを預かる時間帯の見直しで働くお母さんが正社員でも働けるように援助して下さい。

○ 高齢者が安心して暮らせる広陵町に

8. 介護保険が第 6 期に入り保険料が月額 400 円増額されました。要支援 1 同 2 の方を介護保険給付から外すことや要介護 3 以上でなければ施設入所できない仕組みを国が決定して地方自治体に責任を押し付けるやり方が取られています。依頼もしていないのに勝手に年金から天引きしておきながらあんまりの対応ではありませんか。65 歳以上の高齢者が 7000 名を超え、介護認定は 1200 人余りと少数で、実際には掛け金だけ天引きされていることに心配と不満の声が出ています。議会答弁では、現行のサービスレベルを確保し料金値上げは行わないとしていますますが確かですか。
9. 今年の介護報酬改定で、小規模事業所の廃業・倒産が報じられています。町内の実態はどうなっていますか。
10. 低所得者対策として、介護保険料と利用料の双方で減免制度を創設して下さい。
11. 「補足給付」を受けるためには「本人が非課税所帯」に加え預金通帳などの写しが必要とされました。こうした手続きそのものが困難な場合や通帳の内容を他人に見られることに苦情も出ています。「補足給付」の実態を明らかにして下さい。また預金通帳写しの提出制度は廃止するよう政府に求めて下さい。

12. 在宅介護やケアマネージャーの現場から、「年々独居・認知症・精神疾患・医療依存の問題が顕著になってきている」との声があります。また家族の中にこれらの困難を抱える人を支える人がいなかったり、支える人がいても一人に集中して負担が重なったりする場合も増えています。これらは自助や共助の問題でなく社会保障としての公助の課題です。どのように今後取り組まれますか。
13. 地域包括ケアシステムによる複合型サービスの提供は可能ですか。事業所開設の動きなどを含め見通しを明らかにして下さい。
14. 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を広陵町議会は採択しています。廃止を求めて下さい。被保険者意見聴取のために「長寿医療制度懇談会」が設置されていることですが、委員の選任方法及び審議内容について教えて下さい。
15. 後期高齢者医療広域連合会の「減免取扱要綱」の充実を求めるとともに町民がいつでも見られるように関係機関の窓口置くことや広報での周知を求めます。
16. 70歳から74歳の負担を1割から2割にすることは高齢者の病気を重篤化させるものでかえって医療費が増大します。取りやめを国に進言してください。患者負担増による財政への影響はどうなりますか。また、窓口負担に定額を上乗せすることはやめてください。

○ 国民健康保険制度の運用改善を求めます

17. 国保税は、庶民の負担限度を超えています。全国知事会も同様の認識を示しています。低所得者が多く加入する国保の構造的課題の解決に向けた取り組みが、国においても協議されていても、財源を保障しない国の提案は、加入者にしわ寄せされることは明白です。1984年に5割あった国庫負担が現在は24%にまで引き下げられています。長引く不況や労働者の4割を占めるに至る非正規雇用の増加、年金削減で加入者の所得も大幅に減っています。国への強い働きかけは必要ですが、改善されるまで町独自の軽減が必要です。県へも町村への支援の強化を強く要望してください。
18. 国保税滞納者には短期被保険証を発行していますが「相談に来ない人には被保険者証の交付ができない」などとして留め置きを合理化しています。しかし、「国保税を支払わなければ被保険者証を交付しない」との法的根拠がないことを指摘しても、法的根拠を示した反論がこれまでありません。まして差し押さえを実行して取りはぐれることがない状態になっても正規の被保険者証を発行しないのは行き過ぎです。被保険者証は無条件で交付すべきではありませんか。
19. 国民健康保険法44条について、「国民健康保険一部負担減免等取扱要綱」制度の周知を図るとのことですが、町の制度では実効性がありません。減免の基準を生活保護基準の1.5以下と明確な金額を検討して制度の改善を計ってください。ちなみに、土庫病院では「無料・低額診療制度」を作り、低所得者への支援(現在25世帯56名が利用しています)を行っています。
20. 特定健診の受診率目標に到達するための努力をされており、県は貧血検査・心電図検

査を加えています。町独自の検査項目も設定して魅力あるものにして下さい。

21. 平成 29 年度に国保の広域化(県単一化)が進められようとしています。県が市町村に標準保険税額を示し 100%義務付けるとのことですが、その他、具体的な内容はどうか。また、一般会計からの繰り入れが認められないと保険税の値上げに直結する可能性があります。このことは断じて認められません。計画の内容をすみやかに公開してください。
22. 人間ドック・脳ドックの助成事業を使いやすいように改善してほしい。申込者全員を対象にして下さい。これまでの取り組みの成果を明示して下さい。昨年は未受診者 7000 人を対象に無料クーポンを送付していますが、この取り組みを発展させ、乳ガン検診について一度受診すれば 2 年に 1 回自宅に無料クーポンをもれなく郵送するシステムをつくってほしいとの意見があります。

○ **福祉豊かな広陵町に、生活保護改善のために、障害者が安心して暮らせる広陵町に**

23. 生活保護の老齢加算についてすみやかに復活するように国に働きかけて下さい。
24. 2013 年から食費などに充てる生活扶助費を 3 年間で 670 億円削減、2013 年末には期末一時金も 70 億円削減、本年 7 月から住宅扶助費を 3 年かけて 190 億円削減する計画も始まっています。11 月からは冬季加算が減額され憲法 25 条が生かされていません。政府・県に対して、住民の暮らしの土台を形成する生活保護について削減の中止を強く求めて下さい。住宅扶助費削減の対象世帯はどれほどですか。さらに家主への申し入れの結果はどうでしたか。
25. 生活保護者への医療券発行の改善については、福祉事務所に現状を伝えており適切に対応しているとのことですが、保護者への事前の医療券発行についてなぜ出来ないのか、全国的には実施されているところも多い。また、保護費の銀行振り込みについては、面接にこだわっていますが、振り込み制度の導入とは別の問題です。市の福祉事務所では振り込みが行われており、保護者の人権を守ることに役立っています。
26. 移送費について基準明確にしたうえで、利用されている方がありますか。
27. 現基準では 1 人のケースワーカーの担当件数は概ね 80 人程度とされていますが、100 人を超える担当件数を抱えている現実があります。これからも増えることが予想される情勢のなかケースワーカーの増員が必要です。改善しましたか。
28. 障害者自立支援法は障害が重ければ重いほど負担が重くなるもので障害者自身が裁判に訴え和解が成立しました。その基本合意で政府は、「障害者の尊厳を深く傷つけた」ことを認め遺憾の意を表明し、原告たちからの提起を真摯に受け止め、新法をつくることを約束して障害者総合福祉法の検討が進められましたが、障害者自立支援法から名称を変えただけの障害者総合支援法が決まりました。しかしこれでは障害者の願いは実現できません。“内閣府障害者制度改革推進室総合福祉部会“がまとめた「骨格提言」に沿った制度として実現するよう、国に働きかけて下さい。
29. 障害者の雇用は前進していますか。個別の企業に就職を斡旋する(企業は雇用保険被

保険者数の 2%を雇用することが障害者雇用促進法で定められています)とか福祉作業所への具体的な援助が必要ですが実行しましたか。

(3)交通弱者対策を強めてほしい

30. 奈良交通バスの路線廃止で移動困難者が発生しています。2500 名の町民・利用者を対象にアンケートを実施されましたが、地域公共交通活性化協議会ではどのように論議していますか。この協議会には元気号利用者や公募による委員を参加させる必要があると思いますがいかがですか。
31. 元気号について、もう一台増車する計画であるとのことですが、増便・走行範囲の拡大などについてどのように計画していますか。
32. 利用者が戸口から戸口まで行けるデマンド乗合タクシーの運行を検討して下さい。定時定走行と調整すれば細かな対応が期待できます。「デマンドタクシー」制度を併用してこそ、交通に不便な広陵町の施策に合うと考えますが、いかがですか。町内には 65 歳以上の高齢者が 7000 名を超えました。利用しやすい環境をととのえることが町の責務です。
33. 包括連携協定を結んだ香芝市との関係で、同市のデマンド交通を広陵町内にも普及することを具体的に検討願いたい。

(4)道路の改良整備について

34. 県道河合大和高田線については、一定の拡幅が出来るならば、町で用地交渉を行い、県に要望を出したいとのことですが、地域住民と協議してこの路線の改良計画を県に提出していただきたい。危険な県道であることは明らかであり町も対策をとるべきです。
35. 馬見南 3 丁目の西保育園東を走る S 字道路ではカーブミラーを見ても危険を感じず速度の自動車が走行しており危ない。保育園送迎車の中にも速度の速い車両があり危険です。停止線が消えかけています。道路標示の点検をすみやかに実行して対応してほしい。
36. 町内の既存道路の整備計画はどのようになっていますか。自動車優先から歩行者優先の道路づくりへの転換をお願いします。昨年の回答では「整備すべき個所を確認し、必要性の高いところから実施している」とのことでしたが進捗状況はどうですか。要望者にきちんとした返事をして下さい。
37. さわやかホール西側の歩道の管理について歩行者に配慮した管理を実行してほしい。
38. 自転車は車道左側走行が原則ですが、歩道や右側走行が後を絶ちません。専用の自転車道路を整備してほしいとの声に応じて一部検討が開始されたことは歓迎します。町内を循環出来るルートも研究して下さい。県のサイクリングロードは草刈が年 1 回で利用しにくいとの声があります。県に管理を強化するように申し入れて下さい。県と現状の自転車道のあり方について協議を行っているとのことですが結論をお示し下さい。自転車の安全走行について、現道の幅員の中で策定したいとのことですが、どのような計画ですか。

(5)教育・子育ての充実で大人も子どももすこやかに育つ環境に

39. 既に実施されている小学校給食は、地場生産品の活用を拡大して下さい。
40. 「中学校給食は自校方式で」との自らの公約に違反し、突如香芝市との共同給食センター計画を発表後、現在は図書館前での工事が進行中です。しかしながら、保護者の願いは温かいものは温かく冷たいもの冷たく食べられるおいしい給食であり、地産地消の観点や栄養バランスを考慮した完全給食の実施です。効率優先の共同給食センター方式でかつ民間委託と言うのであれば受託企業の営利確保が前提になり、食育が進められる保障はありません。すべての学校に栄養教員を配置し、担任・養護教員・生活指導教員等との連携強化で全面的な食育を実施する必要があるのではありませんか。さらに、今でも多忙な教職員に新たな負担をかけぬように配膳員の確保等を行って下さい。
41. 30人学級の実現ですべての子どもたちに行き届いた教育を実施して下さい。現在1年生だけが35人学級となっていますが他の学年にも拡大して下さい。
42. 夏の酷暑時期には教室の温度が28度を確保できるように、クーラーの設置が必要です。来年度予算にも反映して下さい。中学生議会でも指摘されています。本年度はどこで設置されましたか。
43. 各学校に専任の図書館司書を配置して子どもたちや担任教員へのサポートを強めて下さい。ぜひ継続して下さい。
44. 中央公民館は文化祭行事や日頃の文化活動で大きな成果を上げています。公民館活動発表会でも日頃の練習の成果が披露されました。住民は今後も大切に使用したいと希望しています。高齢者が増え2階に上がるのが辛いとの声があります。エレベーターの設置はできませんか。またIT環境の整備はできませんか。
45. 中央公民館(かぐや姫ホール)・中央体育館・附属体育館の誘導案内板を設置して下さい。
46. 中央公民館(かぐや姫ホール)・中央体育館の第2・第3駐車場表示をお願いします。構内駐車場が満杯で行事参加を諦めた方があります。
47. 移動図書館の運行、本の返却口を町内数か所に設置など利用環境を改善して下さい。返却口ですが、五位堂駅前・橿原神宮前駅前・田原本駅前には回収ボックスが設置されています。住民の至便の位置に数か所設置するようにして下さい。

(6)農産物の生産を増やし、地産地消を進めるための取り組みを

48. 2015年産米の農協買い入れ価格は昨年より数百円引き上げられたとは言え、依然として40年以上前の価格水準で大巾赤字ベースとなっています。農家の米づくり離れが深刻化し、耕作放棄地も増えています。米の再生産を保障する持続可能な農業を維持するため国、県に対して米価安定対策、直接交付金削減の撤回を求めてください。
49. 農家の高齢化や後継者不足で担い手不足が深刻化しています。農業の担い手確保と支援強化、農業振興対策として次の支援をお願いします。
 - ① 新規就農者への農地確保、ハウスや農業倉庫などの施設建設、農業機械の購入等へ

の支援強化。

② 収穫等の繁忙期に人手の確保が困難。農業パートの人材登録・紹介制度を町で作って欲しい。

③ 農地をつぶして多くのミニ住宅開発が進められています。農業振興、防災の観点からも見直しが必要です。また、耕作放棄地が増え農業環境が悪化しています。抜本的な耕作放棄地解消対策をとってください。

50. 食とエネルギーの地産地消と地域循環を進めるため、以下の取り組みをお願いします。

① 学校給食への米を中心とする地場産農産物(町内及び県内産)の使用割合を増やしてください。町は、第2次食育推進計画の目標数値 30%以上を目指していますが現状はどうですか。食材別の年間使用量、月別使用量データを明らかにし、学校給食で利用できる農産物を計画的に生産する体制を整備してください。

② 農家が運営する直売所、朝市のマップ作成と PR の度重なる要請に対して、町は昨年9月「今後あらゆるマップ作り等において、町内直売所を PR できるように再度検討し、ホームページでのアップなど検討してまいります」と回答されましたが、直売所が少ないとの理由でまだ実施されていません。小規模朝市なども含め早急に実施してください。買い物難民対策にもなります。

③ 学校給食食材の残留農薬測定結果公表の要請に対し、町は、2015年1月7日の回答で「測定結果について、県保健体育科と連携し、今年度中に給食だより及びホームページでお知らせする予定」と回答されましたがいつ公表されましたか？公表されたデータを開示ください。また、今後も継続して測定結果を公表してください。

51. TPPが大筋合意し、国会決議に反して農産物の「重要5品目」も含めた大幅な関税撤廃が明らかになり、町農業と農家への深刻な影響が危惧されます。町はその影響をどのように考え、どのような対策を考えていますか？ TPPはまだ大筋合意に過ぎません。日本の食料主権と食の安全を危機にさらす TPPからの撤退を政府に進言してください。

52. 農村は資源や自然エネルギーの宝庫であり、その活用は農村の活性化にも役立ちます。広域での実施も含め町内資源や自然エネルギー活用による地域活性化計画を策定してください。

53. 都市農業の新興が再評価されていますが、非常に高い市街化区域農地の固定資産税が農地の維持を脅かしています。市街化区域農地の環境保全機能、防災機能等の重要性を考慮し生産緑地制度の適用を認めてください。

(7)安心して働くことのできる労働環境に

54. 公契約条例を制定してください。再要望書への回答では「様々な問題点(事業者に対して最低賃金法の地域別最低賃金額を上回る支払義務を条例に規定できるか等)の検討と本町で実施している入札方法(指名・一般・総合評価)との整合課題もある」とされていますが、既に実施済の自治体事例も参考にしてまとめて下さい。

55. もともと休日の日に勤務を命じた場合、割増賃金を払う場合と、休日の振替を行う場合がありますが、後者の事例が多いようです。しかしながら、振替休日は2か月を経過すると失効するという習慣は法令違反です。上司が部下に対して振替休日を指定し守らせる任務を持っているのではありませんか。
56. 町内の事業所において、サービス残業・時間外手当不支給など(ブラック企業)の違法状態がないかどうか労働基準監督署とも連携をとって取り組んで下さい。これまで労働基準監督署と具体的なやりとりがないのは所謂“縦割り行政の弊害”ではありませんか。
57. 町内の事業所において、育児休業制度や介護休業制度、看護休暇制度などが整備されているかどうか実態把握に努めて下さい。実際の取得状況も確認してください。そうした事実をアピールすることで安心安全のまちづくりが進むのではないのでしょうか。
58. 企業誘致にあたり、雇用の確保をポイントにする場合がありますが、「企業を誘致して雇用と税収の確保を」と言われるのであれば、正社員で町民の採用を何名確保するのか、社会保険や雇用保険被保険者を何名雇用するのか、税収見込みなどをふまえて基礎的データとして企業との覚書条項に含めるべきものではありませんか。雇用保険被保険者人数は障害者の雇用を進めるうえでも重要なデータになります。
59. アスベスト対策の推進状況について明示願います。「新規受診者の増加につとめています。」との答弁をいただきましたが、どのような到達点ですか。

(8)地域の仕事は地域の業者で、税金滞納者には親切丁寧な指導を

60. 昨年6月に成立した「小規模企業振興基本法」により、すべての自治体に小規模企業への支援が責務として明確化されました。地域経済を中小企業・内発型産業振興で活性化させる施策を打ち出し、小規模業者の社会的役割を正當に評価してください。
61. 自然エネルギーの開発と利用促進のための機器設置に先がけ、住宅耐震補強を行う際の補助金などの制度を創設してください。補強工事、機器の設置には地元業者の力を生かせるようにしてください。
62. 不況の進行により、税金の滞納が増えています。町は、「納税意欲の薄い方に対しては訪問などを行い、可能な限り実態を把握したのちに処分に当たる」と回答がりましたが、以前、税務調査により生じた加算税の分納に訪れた方が、窓口で一方向的に税金滞納者とみなされ、差し押さえされそうになった事例がありました。納税の相談には親切丁寧な対応で、分納・延納などの納税緩和措置の紹介も積極的に行うようにお願いします。
63. 広陵町の靴下業者からは、いままで町が受け取っていた産業廃棄物を昨年10月から一切受け取らなくなったことに対して、新たな費用も発生し困惑している状況です。地場産業の振興のために、現存する広陵町の業者のための支援をご検討ください。
64. 住宅リフォーム助成制度について、利用者も業者も使いやすくなるような、制度の改善とPRをよろしく願います。現状の課題はどのように考えていますか。

(9)日本国憲法の普及や平和の実現について

65. 今年も開催される戦没者追悼式は「不戦の日」として、応召による戦死者だけでなく、空襲や栄養失調など戦争による犠牲者全員を追悼するものにして下さい。また、戦後日本が戦火を交えることがなかったのは、日本国憲法 9 条の遵守がもたらした結果であることを表明して下さい。千島列島・尖閣列島や竹島問題では事実と道理に基づいた冷静な外交交渉こそ重要ではないでしょうか。関係機関にアピールして下さい。
66. 町事業所に非核兵器都市宣言のステッカーが貼りだされていますが、常設として町役場やさわやかホールに大型の掲示板を設置してさらにアピールして下さい。
67. 教科書は、現場の先生方の研究・意見を踏まえて選定して下さい。貴職は議会で日本国憲法の遵守を表明されています。太平洋戦争を「自存自衛の戦争」と記述する教科書はこの立場と相いれません。さらに図書館で閲覧するのに専用のコーナーがありませんので、北葛城郡で使用されている教科書は図書館に常置してください。また、北葛城郡 4 町で 1 か所の閲覧場所というのは不十分です。北葛城郡全中学校に(現場の先生方に)教科書を届けて選考するようにして下さい。
68. オスプレイの配備中止と飛行訓練反対を表明し国にはたらきかけて下さい。広陵町の上空が飛行訓練場になっていないか心配です。

(10) まちづくり・環境問題・クリーンセンターのことなど

69. 六道山まるまる池の悪臭対策の実施をお願いします。
70. 開発指導要綱について条例化をはかって下さい。昨年の回答で「現行の要綱は条例化できない性質のものであります。理由を説明してください。また 500 m²未満の建築についても近隣住民や自治会の同意が必須である旨改定して下さい。他の自治体では公聴会の開催を義務付け同意を必要とする条例を制定している事例があります。
71. 地区計画制度の導入について、馬見北5丁目地区計画は知事同意により成立しましたが町条例の改定が未了です。どうされますか。住民合意のまちづくりを進め、住民合意がないのに議会が勝手に地区計画条例を改正すべきではありません。今後どのように対応されますか。
72. ペットの糞は飼い主の責任であることは明白ですが、放置する飼い主がいて困ったものです。南郷環濠散歩道や農道、また住宅街からも苦情が出ています。啓発看板などで飼い主のルールであることを徹底して下さい。またドッグランの整備についても研究して下さい。窓口を決めていただきましたので、住民からの相談があれば丁寧に対応願います。
73. 灯油代を圧縮するには生ごみの堆肥化が有効です。これまで住民からの提案があれば対応する姿勢は示していますが、町みずからもっと積極的に取り組んで下さい。
74. ゴミ袋は無料にしてください。それが出来なければ少なくとも家族人数を勘案した無料袋を一定数支給して下さい。生活保護世帯と子育て世帯へのゴミ袋の支給をしていると説明がありましたが実績を説明願います。また、出産祝いとしていただくゴミ袋はありがたいのですが、大袋はあまり使わないので中・小にしてもらいたい。町指定のゴミ袋を使用し

なければ回収しないというので指定ゴミ袋を使用しています。誰も個別のごみ回収を申し込んでいないのに、町指定のゴミ袋を使用すれば個別に申し込みがあったものとみなせるので有料化できるというのは勝手なこじつけです。住民がゴミの減量とリサイクルの推進に努めるのはいいことです。

75. 以前 70 歳以上の世帯へ緊急連絡先を知らせるよう民生委員の訪問があり、知らせた住民もおいでになります。そのデータをどのように使用しているのか説明願いたい。災害時の対応はどうか。広報でも知らせてほしい。
76. 旧清掃センターではゴミの持ち込みにあたり、自ら分別する資源ごみの持ち込みには費用が発生していませんでした。現在は 10 kg で 50 円の料金を徴収されます。クリーンセンターにも持ち込み者が分別する無料のコーナーを設置してほしい。このことについて「資源ごみについては、最寄りのリサイクルステーションにお出しいただくか、地元で行われる集団回収にご協力をお願いいたします。」との回答ですがこれでは回答になっていません。回収の手間が省けるうえ、住民側ではゴミ保管の必要がなくなるので双方にとって都合がよいではありませんか。町指定のごみ袋を持参すれば構わないとの意味ですか。
77. 年 1 回はクリーンセンターの運営やゴミ分別の研修会を大字・丁目単位で開催してほしい。新たに転入してこられた方の協力も得やすくなるし、職員の研修にもなります。
78. その他住民の皆さんからの要望を列記します。
 - ① 元気号の路線に元気村からさわやかホールへ直接南下するルートをつくってほしい。
 - ② 朝のバスとJR高田駅の乗り継ぎをよくしてほしい。
 - ③ 夜の高田発のバスの本数を増やしてほしい(最終便は 10 時前となっている)
 - ④ 私立保育園に通わせる助成額が広陵はととも低く疑問を感じる。
 - ⑤ 平尾オークワ跡地利用の見込みを知りたい。
 - ⑥ 赤ちゃん専用のお店がほしい(以前は高田に“赤ちゃん本舗”店があった)。近隣になるので檀原市まで行かなければならない。
 - ⑦ かつらぎの道に休憩あるいは不意の雨天時に利用できる東屋がほしい。できたら中学校運動場横あたりに設置できないか。中学生の活動や部活など見学したい。
 - ⑧ 通路横の植え込みの剪定はシルバーさんの無理のないように計画的に行って下さい。

以上